

最高裁秘書第2405号

令和3年8月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

6月30日付け（7月2日受付，第030304号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「情報不開示決定取消等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「過誤納付金還付等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「報酬等請求本訴，不当利得返還請求反訴事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 「相続税更正処分等取消請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

情報不開示決定取消等請求事件について

事案の概要

本件は、東京拘置所に未決拘禁者として収容されていた上告人が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）に基づき、東京矯正管区長に対し、収容中に上告人が受けた診療に関する診療録に記録されている保有個人情報（本件情報）の開示を請求したところ、同法45条1項所定の保有個人情報に当たり、開示請求の対象から除外されているとして、その全部を開示しない旨の決定を受けたことから、被上告人を相手に、同決定の取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料等の支払を求める事案である。

〔参考〕

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

45条1項 第四章〔開示、訂正及び利用停止〕の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（…）については、適用しない。

原判決及び争点

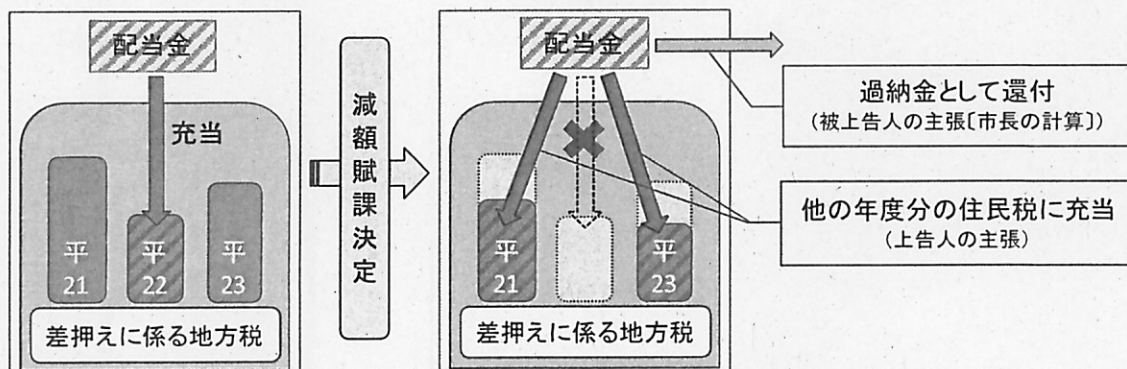
- ◇ 原判決は、被収容者に対する処遇は刑事事件に係る裁判の内容を実現させるために必然的に付随する作用であり、これに関する保有個人情報は、開示請求の対象となると、第三者による前科等の審査に用いられ、当該情報の本人の社会復帰を妨げるなどの弊害が生ずるおそれがあるから、行政機関個人情報保護法45条1項所定の保有個人情報に当たると解すべきところ、被収容者に対する診療は、処遇の一環として行われるものであるから、これに関する情報も、別段の定めがない以上、同項所定の保有個人情報に当たると判断し、本件情報は同項所定の保有個人情報に当たるから開示請求の対象から除外されるとして、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 本件における争点は、本件情報が、行政機関個人情報保護法45条1項所定の保有個人情報に当たり、開示請求の対象から除外されるか否かである。

過誤納付金還付等請求事件について

事案の概要

稚内市長は、上告人（第1審原告）の平成21年度分から同23年度分までの普通徴収に係る住民税及びその延滞金等につき、順次、納付を受け又は滞納処分により徴収したが、その後、当該住民税の税額を減少させる各賦課決定をするとともに、これにより過納金が生じたとして、上告人に対し、過納金の還付及び還付加算金の支払をした。

本件は、上告人が、市長による上記過納金の計算には、複数年度分の住民税を差押えに係る地方税とする滞納処分において、当該差押えに係る地方税に充当された金銭であって、減額賦課決定がされた結果配当時に存在しなかったこととなる年度分の住民税に充当されていたものにつき、その配当時に存在していた他の年度分の住民税に充当されるべきであるのに、これをそのまま過納金として還付するものとしている点において誤りがあるとして、被上告人（第1審被告）に対し、不足分の過納金（注）の還付及び還付加算金の支払を求めるとともに、国家賠償法に基づく損害賠償を求める事案である。



（注）上告人主張の充当関係によれば、市長の計算よりも、各配当時点での滞納税額が減少し、これを基礎として算出される延滞金額が減少するため、還付されるべき過納金の額が増加することになる。

原判決及び争点

◇ 原判決（札幌高裁）は、上記各減額賦課決定がされた結果配当時に存在しなかったこととなる年度分の住民税に充当されていた金銭については、法律上の原因を欠いて徴収されたものであるから、そのまま過納金として還付されるべきであって、その配当時に存在していた他の年度分の住民税に充当されるものではなく、市長の計算に誤りはないとして、上告人の請求をいずれも棄却すべきものとした。

◇ 本件の争点は、複数年度分の住民税を差押えに係る地方税とする滞納処分において、当該差押えに係る地方税に充当され、その後に減額賦課決定がされた結果配当時に存在しなかったこととなる年度分の住民税に充当されていた金銭の帰すうである。

報酬等請求本訴，不当利得返還請求反訴事件について

事案の概要

上告人と被上告人は，第三者の所有する不動産について，①免許を受けた宅地建物取引業者である上告人の名義を用いて購入及び売却を行うが，被上告人が必要な一切の事務等を行う，②被上告人がその売却代金を取得し，その中から上告人に名義貸し料300万円を分配する，③売却先から上記売却代金の送金を受ける上告人は，名義貸し料等を控除した残額を被上告人に支払う旨の合意（以下「本件合意」という。）をした。その後，上告人は，被上告人に対し，1000万円のみを支払った。

本件本訴は，被上告人が，本件合意に基づいて被上告人に支払われるべき金員の残額として1319万円余りの支払を求めるなどするものであり，本件反訴は，上告人が，被上告人に対する1000万円の支払は法律上の原因のないものであったと主張して，不当利得返還請求権に基づき，その返還等を求めるものである。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は，本件合意の効力を否定すべき事情はなく，本件合意の効力が認められると判断して，被上告人の本訴請求を認容し，上告人の反訴請求を棄却した。
- ◇ 争点は，本件合意が，宅地建物取引業法12条1項及び13条1項の趣旨に反し，公序良俗に反するかである。

（参考）宅地建物取引業法（抜粋）

12条1項

第3条第1項の免許を受けない者は，宅地建物取引業を営んではならない。

13条1項

宅地建物取引業者は，自己の名義をもって，他人に宅地建物取引業を営ませてはならない。

相続税更正処分等取消請求事件について

事案の概要

被上告人（原告）は、母の死亡に伴う相続について、遺産分割未了の段階で相続税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）55条に基づき法定相続分により遺産を取得したものとして申告をしたが、遺産に含まれる株式の一部の価額が過少であるとして増額更正処分を受けた。しかし、同処分の取消しを求めて提訴したところ、上記申告に係る税額を超える部分を取り消す旨の判決（前件判決）が確定した。前件判決においては、争点となった株式について、本件申告における価額を下回る価額が認定された。

その後、遺産分割が行われたため、被上告人は、上記株式の価額を前件判決が認定した価額として課税価格を計算し、税額が過大となったとして相続税法32条1号に基づく更正の請求をした。しかし、税務署長は、上記株式の価額は上記申告における価額によることとなるとして、更正すべき理由がない旨の通知処分をするとともに、同法35条3項1号による増額更正処分（併せて本件更正処分等）をした。

本件は、被上告人が本件更正処分等の取消しを求める事案である。

◆本件に関連する相続税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）の定め概要

遺産分割未了の財産については法定相続分等によりその財産を取得したものとして税額等の計算をして申告をする（55条）。

その後、遺産分割が行われ、取得する財産の課税価格が上記申告とは異なることとなったことにより上記申告に係る税額等が過大となったときは、上記申告を行った者は、更正の請求をすることができる（32条1号）。また、税務署長は、同号の更正の請求に基づき更正をした場合に、その基因となった事実を基礎とすると他の共同相続人の税額等が上記申告に係る税額等と異なることとなるときは、その共同相続人につき更正処分をする（35条3項1号）。

争点及び原判決

- ◇ 争点は、本件更正処分等が、上記株式について、前件判決が認定した評価方法や価額ではなく、上記申告における価額を用いて税額等を計算した点が適法であるか否かである。
- ◇ 原判決（東京高裁）は、税務署長は、本件更正処分等をするに当たり、取消判決の拘束力（行政事件訴訟法33条1項）により、前件判決における上記株式の価額や評価方法を基礎として税額等を計算しなければならないとして、被上告人の請求を一部認容した。

◆行政事件訴訟法33条1項

処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。